

改正

平成28年3月18日条例第27号

新潟市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美容の作業（以下「作業」という。）を行う場所（以下「作業場」という。）には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業中の作業場は、適当な温度及び湿度を保持すること。
- (3) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中は、清潔なマスクを着用すること。
- (4) 手指の爪は、短く保ち、手指は、客1人ごとの作業の前後に洗浄を行い、及び必要に応じて消毒を行うこと。
- (5) 客の皮膚に接する布片類は、客1人ごとに消毒済みのものを使用すること。
- (6) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、及び清潔なものを使用すること。
- (7) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、及び適正に使用すること。
- (8) 器具類及び布片類に用いる消毒液は、適正な濃度を保ち、及び使用頻度に応じて取り替えること。
- (9) 感染症にかかっている、若しくはその疑いのある客又は皮膚疾患にかかっている客の作業を行った場合は、当該作業の終了後、手指並びに当該作業に使用した器具類及び布片類の消毒を厳重に行うこと。

(検査確認済証の交付等)

第3条 市長は、法第12条の規定により美容所の構造設備について検査し、当該構造設備が法第13条の措置を講ずるに適することを確認した場合は、規則で定めるところにより、検査確認済証を当該美容所の開設者に交付するものとする。

2 美容所の開設者は、前項の検査確認済証を美容所の入口その他の客の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美容所は、隔壁等により外部及び住居その他の美容所以外の施設（施術者全員が美容師及び理容師（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第2項に規定する理容師をいう。）双方の資格を有する者のみからなる理容所（同条第3項に規定する理容所をいう。）を除く。）と区画すること。
- (2) 美容所には、客の待合所を設けること。
- (3) 美容所は、清潔を保持し、及び随時ねずみ、昆虫等を防除すること。
- (4) 作業場の床面積は、作業椅子が、2脚までの場合は9.9平方メートル以上、2脚を超える場合は9.9平方メートルに2脚を超える1脚ごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (5) 客の待合所は、適当な高さを有するつい立て等により作業場と明確に区分し、その床面積は、3.3平方メートル以上とすること。
- (6) 作業場には、器具類及び従業者の手指等を洗浄するための給湯することができる設備を設け、並びに従業者の手指等を洗浄するための石けんと消毒液又は消毒効果を有する洗剤を備えること。
- (7) 作業場には、給湯することができる洗髪のための設備を設けること。
- (8) 消毒済みの器具類を保管するための収納ケース等を備えること。
- (9) 器具類及び布片類を消毒するための設備を設け、又は器材及び消毒液を備えること。
- (10) 客の利用しやすい場所に便所を設けること。

2 市長は、公衆衛生上支障がないと認める場合は、前項に規定する基準を緩和することができる。

(出張業務を行う場合に講ずべき措置等)

第5条 美容師は、法第7条ただし書の規定により行う業務（以下「出張業務」という。）を行う場合は、器具類、消毒液並びに外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯しなければならない。

2 美容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合は、規則で定めるところにより、出張業務携帯票を交付するものとする。

4 美容師は、出張業務を行う場合は、前項の出張業務携帯票を携帯しなければならない。

(出張業務を行うことができる場合)

第6条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 停泊中の船舶の乗組員で上陸することができない者に対して美容を行う場合
- (2) 警察署、拘置所その他の行政機関の求めにより、当該行政機関に収容され、又は留置されている者に対して美容を行う場合
- (3) 演芸、興行その他これらに類するものの開催場所において美容を必要とするその出演者に対して美容を行う場合
- (4) 社会福祉施設の求めにより当該社会福祉施設の入所者に対して美容を行う場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により市長がやむを得ないと認める場合
(美容師免許証の掲示)

第7条 美容所の開設者は、その美容所において現に美容の業務に従事する者（美容所の開設者を含む。）に係る美容師免許証又は美容師免許証明書を美容所の入口その他の客の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(手数料)

第8条 法第12条に規定する美容所の構造設備についての検査を受けようとする者は、法第11条第1項の規定による届出をする時に、1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。

- 2 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。